

概要版



# こさい

KOSAI CITY

# 高齢者プラン

湖西市  
老人福祉計画

湖西市  
介護保険事業計画

令和6(2024)年度  
～令和8(2026)年度



湖西市  
Kosai City

令和6年3月



# 01

## 計画策定の背景と趣旨



わが国において、少子高齢化の進行は深刻な問題となっています。令和7（2025）年には団塊の世代のすべてが75歳以上の後期高齢者となり、令和22（2040）年においては団塊ジュニア世代がすべて65歳以上の高齢者となるため、今後は「高齢者の急増」から「現役世代の急減・後期高齢者の急増」に局面が変化していくことが予想されます。これにより、労働力不足が深刻となり、社会保障財源が逼迫し、介護人材についても深刻な不足を招くと推測されるほか、地域経済や防災、公共交通、まちの賑わい等の様々な面に影響を与え、地域の活力を低下させる可能性があります。増加する高齢者の福祉・介護ニーズにどう対応していくか、また高齢者を支える支え手の減少をどのように解決していくかが今後の高齢者福祉において重要な課題となっているといえます。

このような中で本市では、職住近接をテーマに総合計画を推進するとともに、高齢者福祉施策に

おいては、湖西市版地域包括ケアシステムをさらに推進し、健やかで幸せないきいき高齢社会を実現するために令和3（2021）年3月に令和3（2021）年度から令和5（2023）年度を計画期間とする「こさい高齢者プラン（湖西市老人福祉計画・湖西市介護保険事業計画）」を策定し、高齢者福祉に関する様々な施策を展開してきました。しかし、国と同様に本市においても高齢者数の増加や支え手の減少は深刻な課題となっており、さらなる高齢者福祉の推進が必要となっているといえます。

この度、令和5（2023）年度で「こさい高齢者プラン（湖西市老人福祉計画・湖西市介護保険事業計画）」の計画期間が終了すること、また、市民ニーズや社会状況の変化に対応するため、地域包括ケアシステムをさらに深化させ、健やかで幸せないきいき高齢社会を実現するために新たな計画を策定します。

# 02

## 計画の期間



計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。

本計画では、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年までの中長期的な視野に立つとともに、計画期間中において社会情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
前回計画の見直し	第9期（本計画）			令和22(2040)年を見据えた中長期的な視点		
				第10期（次期計画）		



# 03

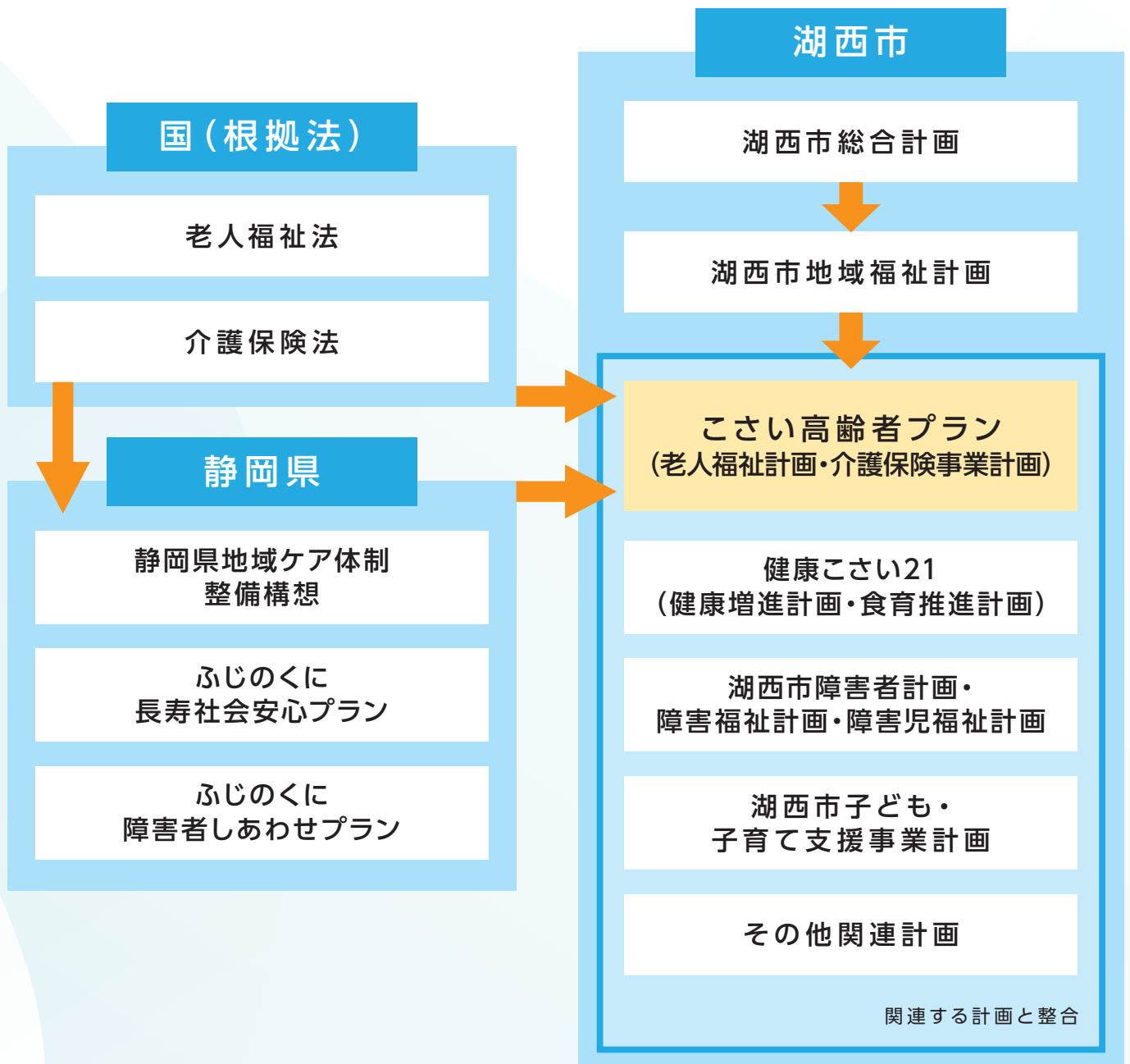
## 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画と介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を一体のものとし、3年を1期として策定するものです。

策定にあたっては第8期計画の基本的な考え方を継承し、継続性のある計画とするとともに、老

人福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るために、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体とした「こさい高齢者プラン」として策定します。また、総合計画を上位計画とし、「健康こさい21」や「湖西市第5次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」等の高齢者福祉に関連する計画と整合性を持って策定します。

### こさい高齢者プランの位置づけ

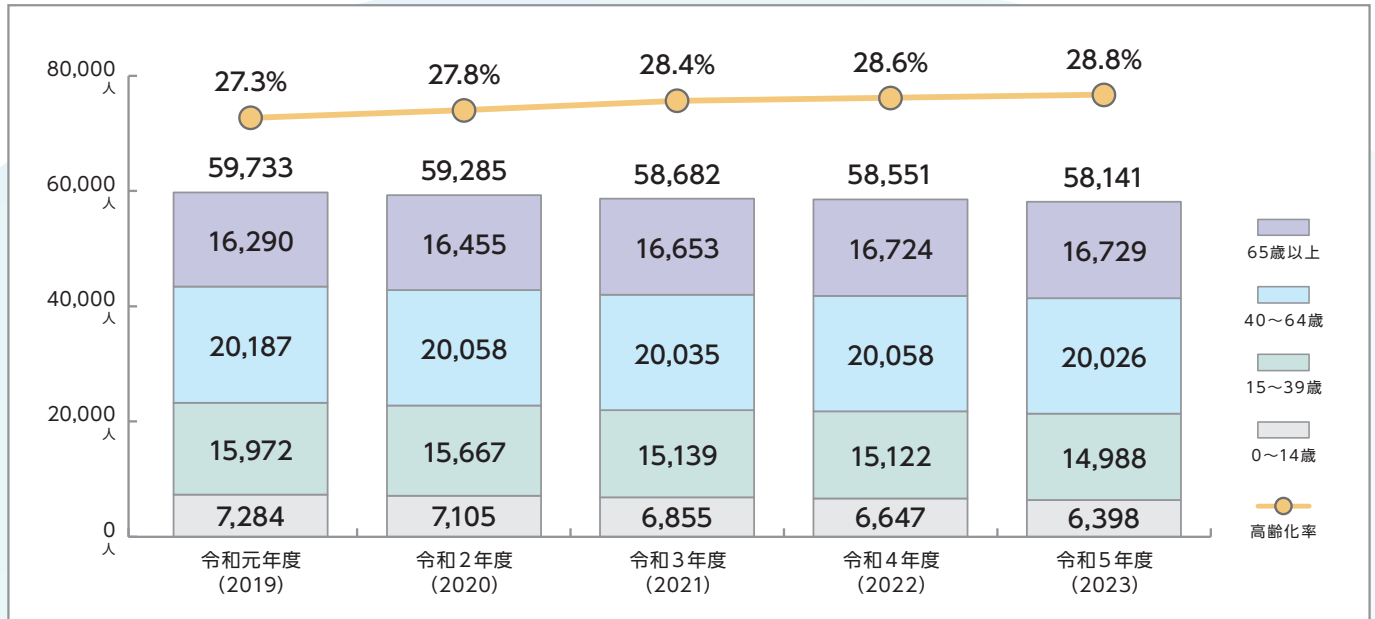




## 1

## 総人口と高齢化率の推移

本市の総人口と高齢者人口の推移については、総人口は微減、高齢者人口は増加で推移しており、高齢化率については令和元（2019）年度から令和5（2023）年度にかけて1.5ポイント増加しています。

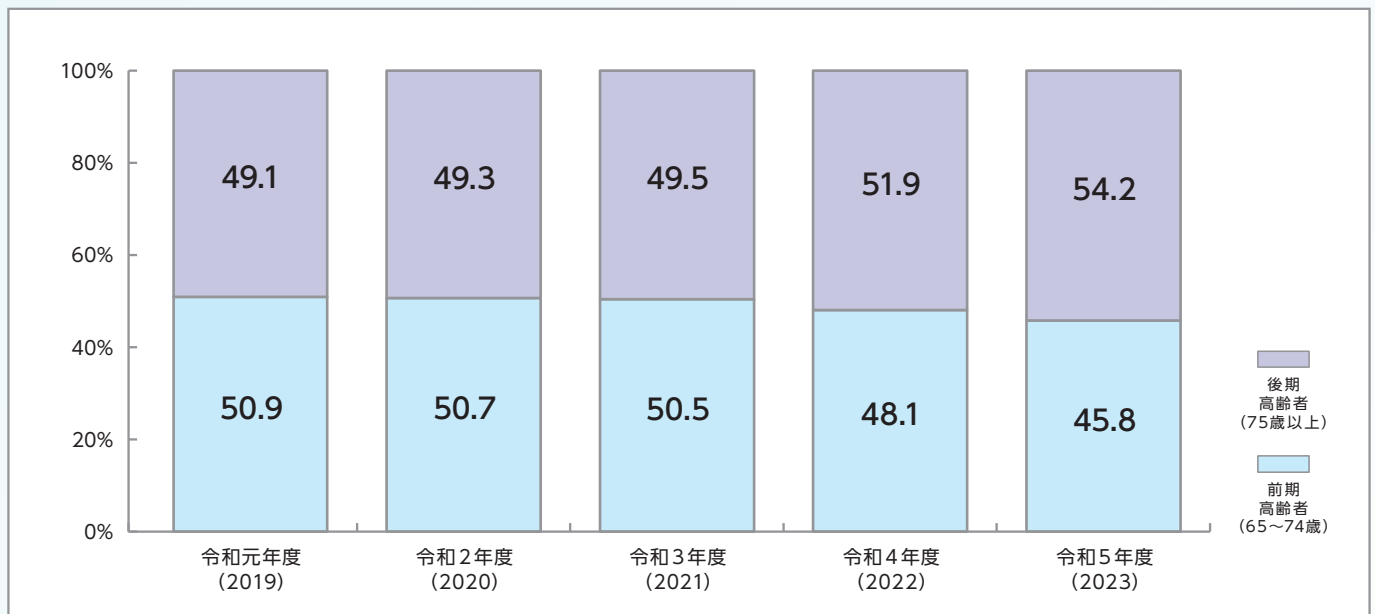


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

## 2

## 前期高齢者・後期高齢者人口の割合の推移

前期高齢者・後期高齢者人口の割合は、後期高齢者の割合が微増傾向で推移しています。



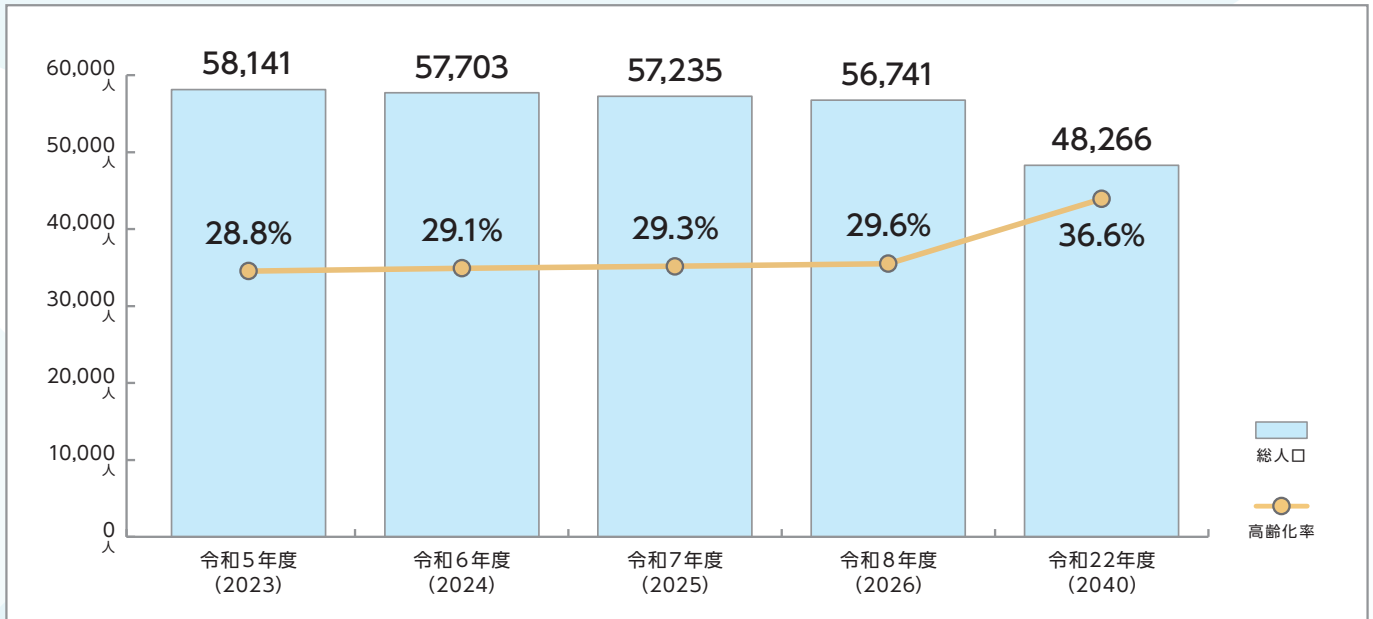
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）



## 1

## 総人口と高齢化率の推計

令和22(2040)年度までの将来人口を推計すると、総人口は減少傾向にあります。また、高齢化率は増加傾向にあり、令和8(2026)年度に29.6%、令和22(2040)年度に36.6%になることが予想されます。

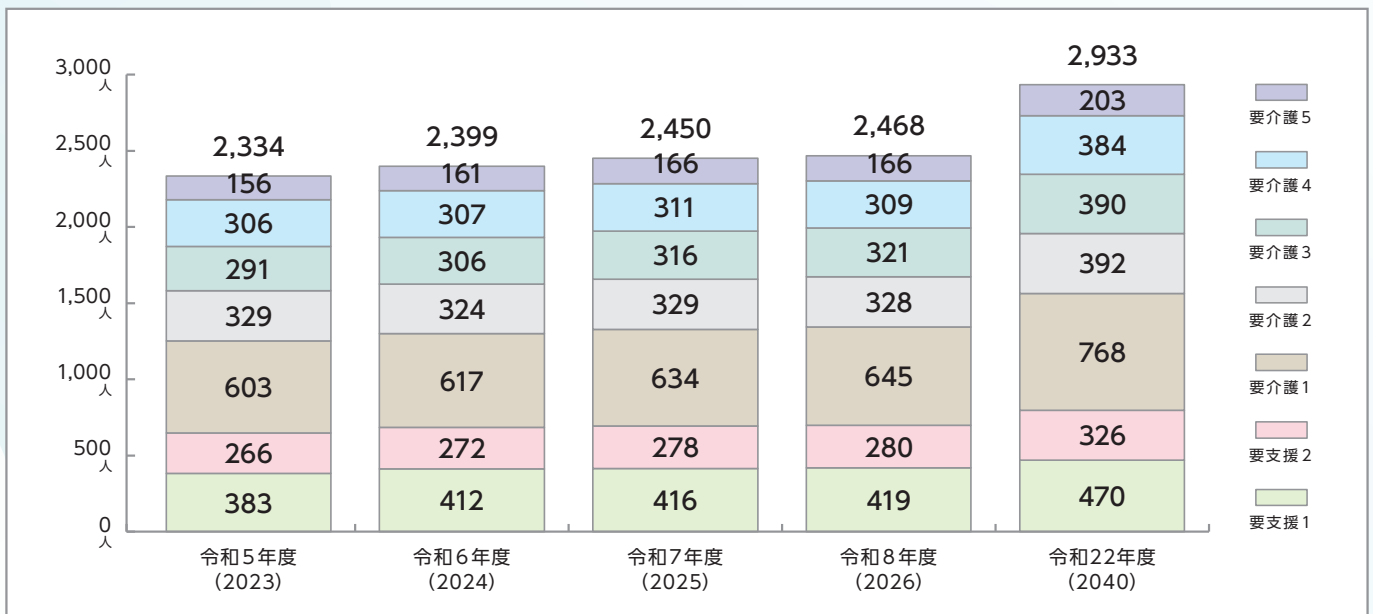


資料：コーホート変化率法による人口推計(令和5年度は住民基本台帳10月1日現在)

## 2

## 要介護認定者の推計(2号被保険者含)

令和22(2040)年度までの要介護認定者数の推計をすると、今後年々増加し、令和8(2026)年度には2,468人、令和22(2040)年度には2,933人になると予想されます。



資料：見える化システム(令和5年度は実績)

## 日常生活圏域の設定



第9期計画においては、第8期計画と同様に、「湖西中学校圏域」「岡崎中・白須賀中学校圏域」「鷺津中学校圏域」「新居中学校圏域」の4圏域を

日常生活圏域とします。地域包括支援センターは各圏域ごとにある特別養護老人ホームに設置します。

### 日常生活圏域図



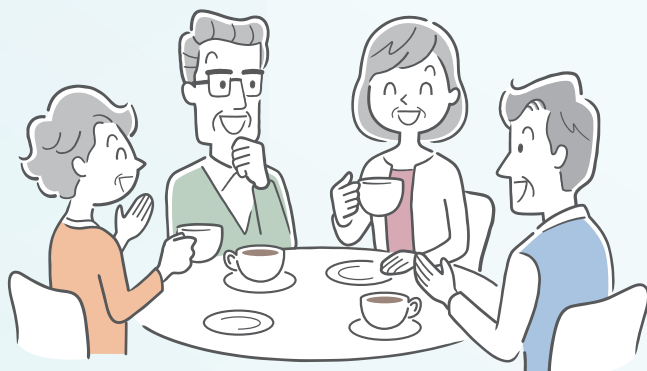


## 健やかで幸せな いきいき高齢社会をめざして



湖西市では、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される湖西市版地域包括ケアシステムを充実させるとともに、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指し、「健やかで幸せな いきいき高齢社会をめざして」を基本理念として、高齢者福祉施策を推進してきました。

今後も、湖西市版地域包括ケアシステムのさらなる充実と地域共生社会の実現を推進するとともに、湖西市版地域包括ケアシステムのテーマである「地域共生～“わが事”として参画する～」をさらに推進していくことが、湖西市が抱える高齢者福祉を取り巻く課題の解決につながると考え、本計画においても前回計画の基本理念を踏襲し、計画を推進していきます。





1

## 地域共生

地域共生社会の実現に向けて、地域包括支援センターを中心に、地域共生社会の根幹となる地域包括ケアシステムの深化を図るとともに、高齢者や家族介護者の支援、権利擁護等、様々な支援サービスを充実していきます。

2

## 介護予防の推進

地域や関係機関と連携し、健康づくりから重度化防止まで切れ目のない支援や社会参加の促進等を行うことで、要介護状態とならないよう、お達者度（平均自立期間）を高めていきます。また介護状態となっても重度化しないように、介護予防を推進します。

3

## 介護サービスの充実

要支援・要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現できるよう、介護サービスの充実を図ります。また、住民ニーズを踏まえながら、効果的・効率的に介護サービスを提供し、介護保険制度の持続可能性を確保していきます。

4

## 在宅医療・介護連携

在宅で医療や介護を受けられるように、在宅医療・介護連携支援センターを中心に、在宅医療と介護の連携を図るとともに、在宅医療の提供体制も確保していきます。

5

## 認知症施策

認知症となっても誰もが自分らしい暮らしを実現するために、認知症の予防や早期発見・早期支援、家族介護者への支援等だけではなく、認知症に対する正しい理解の普及啓発を行うことで、総合的に認知症施策を推進していきます。

6

## 福祉人材の確保・育成・定着

高齢者が住み慣れた地域で必要なサービスを受けられるように、県と連携した福祉人材の確保を図るとともに、研修や介護現場の革新等を通じた人材の資質の向上・定着を図ります。

7

## 災害対策・感染症対策

誰もが安心して生活を営めるように、県や近隣市町、市内事業者、自治会等の関係機関との連携等を通じて、災害時や感染症の流行時等の緊急時における対策を充実させていきます。



# 湖西市版地域包括ケアシステムの 充実に向けた重点施策

こさい高齢者プランの基本理念である「健やか  
で幸せな いきいき高齢社会をめざして」を実現  
するためには、令和22年(2040)年に向けて湖  
西市版地域包括ケアシステムを深化させていく  
ことが重要です。介護認定率が全国的にも低く、  
お達者度(平均自立期間)が長いという特徴を持  
つ湖西市ですが、高齢化が進む将来推計からも、

更なる充実を目指し取り組みを加速させる必要  
があります。介護認定率及び介護保険料を県内  
でも低く抑えている強みを更に強化するととも  
に、アンケート結果から関心が高く必要性のある  
内容についての底上げと、今後の将来推計・医療  
動向を見据えた下記施策を今期重点とし取り組  
みます。

そこで、湖西市では「**地域共生～“わが事”として参画する～**」をテーマに、以下の重点施策を推進します。

## 1 介護予防の重視

地域や社会とのつながりを持ち“わが事”として自らが参加でき  
るよう自立支援・介護予防・重度化防止を重視し、認知症予防・リ  
ハビリ職を活用した効果的な各種予防事業を実施し、元気な高齢  
者を増やすための事業を推進します。

- 湖西に元気な高齢者を増やす <お達者度(平均自立期間)の維持延伸>
- 予防の3本柱 ①社会参加促進 ②フレイル(虚弱)予防 ③認知症予防
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 ● リハビリ職、歯科衛生士等専門職との連携
- 介護認定率を成果指標とし、15.0%を数値目標とする
- お達者度(平均自立期間)を成果指標とし男性84.18歳・女性87.54歳を基準目標とする

## 2 総合事業の深化

高齢社会を見据えた総合事業の利用を考え、事業対象者の明  
確化や利用の流れなどを関係者とともに検討し再構築すること  
で、より必要な人が必要なサービスを利用できるような深化した  
体制づくりを目指します。

- 事業対象者の明確化 ● 事業対象者像の提示と共有 ● 総合事業の利用の流れや利用チャートの検討と共有

## 3 在宅医療と介護の連携充実

関係機関、多職種との連携強化を図り、在宅医療と介護連携  
事業を推進し、自分らしく最後を迎えられるような体制を整  
備します。

- 湖西の在宅医療・介護のめざす姿:「湖西で あんきに 暮(く)ら住(す)まい」
- 市内病院と協力した在宅医療・介護連携支援センター設置と相談の充実
- 在宅医療・介護連携に係る情報・資源の調査、把握、普及 ● 関係する多職種の研修会の充実
- ACP(人生会議)の推進

## 4 認知症施策の充実

関係機関とつながり、予防活動と本人家族の意見を取り入  
れた認知症施策を推進します。

- 認知症の予防と早期発見のための事業展開 ● 地域包括支援センターでの相談充実
- 認知症地域支援推進員配置と本人家族の意見を取り入れた活動展開
- 認知症初期集中支援チームや認知症支援推進員の設置と活動 ● チームオレンジの結成と活動



基本方針		分野別施策		
1	地域共生	1	地域包括支援センターの充実	P10
		2	生活支援体制の充実	P10
		3	高齢者を支える家族等への支援充実	P10
		4	福祉サービスの充実	P10
		5	権利擁護の推進	P10
		6	生活環境の整備	P11
		7	サービス提供システムの構築	P11
2	介護予防の推進	1	健康づくりの支援	P12
		2	社会参加の促進等	P12
		3	介護予防の充実（一般介護予防事業）	P12
		4	介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）の充実	P12
3	介護サービスの充実	1	居宅サービス	P13
		2	施設サービス	P14
		3	地域密着型サービス	P14
4	在宅医療・介護連携	1	在宅医療・介護連携の推進	P15
		2	在宅医療の提供体制の確保	P15
5	認知症施策	1	認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進	P15
		2	認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供	P15
		3	認知症の人の介護者への支援	P16
		4	認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進	P16
6	福祉人材の確保・育成・定着	1	福祉人材の確保	P16
		2	人材の育成・定着	P16
7	災害対策・感染症対策	1	災害対策	P16
		2	感染症対策	P16

## 地域共生

## 1

## 地域包括支援センターの充実

湖西市版地域包括ケアシステムを深化させていくために、地域包括ケアシステムの中心的な担い手となる地域包括支援センターを充実させていきます。

- 湖西市地域包括支援センター運営協議会の実施
- 湖西市地域包括ケアシステム推進会議（地域ケア会議）の開催
- 地域包括支援センターの職員の資質向上
- 総合相談・支援事業

## 2

## 生活支援体制の充実

生活支援コーディネーターの充実や地域の担い手の発掘等を通じて、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を実現させることができる生活支援体制を充実させます。

- 生活支援コーディネーターと協議体の設置
- 生活支援の支え手発掘と養成

## 3

## 高齢者を支える家族等への支援充実

介護が必要な高齢者だけでなく、高齢者を支える家族等も安心して自分らしい暮らしを実現させるために、家族介護者の交流や在宅での介護に課題を抱えている介護者の支援を充実します。

- 家族介護者の交流の促進
- 介護者の相談支援

## 4

## 福祉サービスの充実

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現することができるよう、在宅福祉サービスや入所系サービス等、様々な高齢者福祉に関する高齢者の生活状況にあったサービスの充実を図ります。

- 在宅福祉サービス
- 入所系サービス

## 5

## 権利擁護の推進

住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、虐待防止施策の推進や成年後見制度の普及を図ることで、高齢者の権利擁護を推進していきます。

- 虐待防止に向けた取り組みの推進
- 成年後見制度利用促進事業

## 6

## 生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心・安全な生活を送ることができるよう、社会福祉協議会と連携しながら安心・安全な生活環境を充実させます。

- 社会福祉協議会
- ユニバーサルデザインのまちづくり
- 交通手段の確保
- 交通安全対策
- 防犯対策の充実

## 7

## サービス提供システムの構築

高齢者が安心して様々な福祉サービスを受けられるように、利用者保護やサービス内容の見える化等を図っていきます。

- 利用者への情報公開
- 個人情報の保護
- サービス内容の評価と公表
- 介護保険制度における苦情解決の仕組み
- トラブルの未然防止
- 契約に対する支援
- 自己決定能力低下者に対する権利擁護



## 1

## 健康づくりの支援

高齢者がいつまでも健康な生活を送り、健康寿命を延伸できるよう、日々の健康づくり習慣や健診の充実等を通じて健康づくりに関する支援を充実させ、お達者度（平均自立期間）を高めていきます。

- 特定健康診査・特定保健指導・後期高齢者健康診査
- 保健対策事業
- 生活習慣病予防事業

## 2

## 社会参加の促進等

心身の健康に重要な高齢者の生きがいづくりを促進するために、世代間交流事業や生涯学習・生涯スポーツの充実、また老人クラブ活動や就労支援等の高齢者の社会参加を支援します。

- 世代間交流事業
- 生涯学習・生涯スポーツ
- 老人クラブの活動支援
- 働く高齢者の支援

## 3

## 介護予防の充実（一般介護予防事業）

高齢者が要介護状態にならず、健康寿命を延伸し、お達者度（平均自立期間）を高めていけるよう、介護予防に関する啓発活動や地域で介護予防に関する取り組みを行う住民グループの支援を行うとともに、介護予防に関する啓発事業や社会参加、就労・有償ボランティア活動等を意識した介護予防教室を推進します。

- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業

## 4

## 介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）の充実

高齢者の様々な生活支援ニーズに対応するために、国が評価指標を元に市町村に交付する「介護保険保険者努力支援交付金」の活用等を通じて、介護予防や生活支援サービスの充実を図ります。

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- その他生活支援サービス
- 介護予防ケアマネジメント
- 自立支援・重度化防止に向けた取り組み

## 1

## 居宅サービス

## 訪問介護

- サービス提供事業者と連携しながら、ニーズに応じたサービス量確保に努めます。

## 訪問看護、介護予防訪問看護

- 在宅医療と介護の連携において重要なサービスとなることから、必要なサービス量を提供できるようサービス提供事業者との連携を図ります。

居宅療養管理指導、  
介護予防居宅療養管理指導

- 医療機関や訪問看護等の他のサービスとの連携を図り、円滑なサービス利用につなげます。

通所リハビリテーション、  
介護予防通所リハビリテーション

- サービスの効果等について広く周知を行い、利用を促進します。

短期入所療養介護（老健）、  
介護予防短期入所療養介護（老健）

- 医学的管理下で短期入所を必要とする利用者のニーズ把握に努め、スムーズな利用へとつなげます。

短期入所療養介護（介護医療院）、  
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）

- 医学的管理下で短期入所を必要とする利用者のニーズ把握に努め、スムーズな利用へとつなげます。

特定福祉用具購入費、  
特定介護予防福祉用具購入費

- 利用者の身体状況や環境に適したサービス利用がされるように、介護支援専門員への助言・指導に努めます。

特定施設入居者生活介護、  
介護予防特定施設入居者生活介護

- 利用者の需要を見極めながら、施設の必要性について、引き続き検討します。

## 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

- サービス提供事業者と連携しながら、ニーズに応じたサービス量確保に努めます。

訪問リハビリテーション、  
介護予防訪問リハビリテーション

- 介護支援専門員やサービス提供事業者との連携を図りながら、必要なサービス量の確保や適正なサービス提供が行われるように努めます。

## 通所介護

- サービス提供事業者と連携しながら、ニーズに応じたサービス量確保に努めます。

短期入所生活介護、  
介護予防短期入所生活介護

- 必要なサービス量の確保に努めるとともに、適正なサービス提供が行われるよう、助言・指導に努めます。

短期入所療養介護（病院等）、  
介護予防短期入所療養介護（病院等）

- 医学的管理下で短期入所を必要とする利用者のニーズ把握に努め、スムーズな利用へとつなげます。

## 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

- 「福祉用具の選定の判断基準」に基づき、適正な用具の選定や提供が行われるよう努めます。
- ケアプランチェック等から、その必要性についての検証を行い、福祉用具専門相談員の活用が図られているか等、給付費適正化にも努めます。

## 住宅改修費、介護予防住宅改修費

- 利用者の日常生活動作の自立につながるサービス利用がされるよう、介護支援専門員への指導・助言・審査を強化し、介護給付費の適正化に努めます。

## 居宅介護支援、介護予防支援

- 適正かつ効果的なケアマネジメントが行われるよう、支援・指導を継続します。

## 2

### 施設サービス

#### 介護老人福祉施設

- 入所希望者の待機状況等を見極めながら、増設の可否等について検討していきます。

#### 介護医療院

- 利用者の需要を見極めながら、施設の必要性について、引き続き検討します。

#### 介護老人保健施設

- 入所希望者の待機状況等を見極めながら、増設の可否等について検討していきます。

## 3

### 地域密着型サービス

#### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- 利用者の需要を見極めながら、今後のサービス提供について検討していきます。

#### 地域密着型通所介護

- 適正な質・量のサービスが提供されるよう、サービス事業所の指定・監督を行います。

#### 小規模多機能型居宅介護、 介護予防小規模多機能型居宅介護

- 利用者の需要を見極めながら、今後のサービス提供について検討していきます。

#### 地域密着型特定施設入居者生活介護

- 利用者の需要を見極めながら、今後のサービス提供について検討していきます。

#### 看護小規模多機能型居宅介護

- 利用者の需要を見極めながら、今後のサービス提供について検討していきます。

#### 夜間対応型訪問介護

- 利用者の需要を見極めながら、今後のサービス提供について検討していきます。

#### 認知症対応型通所介護、 介護予防認知症対応型通所介護

- 通常の通所介護との利用対象者の区分をより明確にし、利用の促進を図ります。

#### 認知症対応型共同生活介護、 介護予防認知症対応型共同生活介護

- 利用者の需要を見極めながら、今後のサービス提供について検討していきます。

#### 地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

- 事業所の利用状況を把握し、効率的な運営が図られるよう事業所に助言を行います。



## 1

## 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしい生活を実現させるためには、在宅で医療や介護を受けることができる体制を整備していくことが重要です。在宅医療・介護の連携に関する相談支援、情報・資源の調査や普及啓発、各種会議の実施等を通じて、在宅医療と介護の連携の充実を図ります。

- 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- 在宅医療・介護連携に係る情報・資源の調査、把握、普及
- 在宅医療・介護関係者研修と住民への知識普及
- 在宅医療・介護連携推進協議会の実施

## 2

## 在宅医療の提供体制の確保

医療と介護の連携を推進し、在宅医療を充実させるためには、必要な在宅医療が高齢者に提供される環境を充実させることが必要です。

- 在宅医療提供体制の整備

## 1

## 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

認知症となっても、自分らしい生活を送るためには認知症に対する正しい理解を多くの市民が持つことが必要です。認知症を支える人材育成や認知症に対する正しい理解の啓発を実施していきます。

- 認知症を支える人材育成の実施
- 認知症予防の講演会の実施

## 2

## 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等を提供するために、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の充実、認知症ケアパスの普及を図ります。

- 認知症初期集中支援チームの充実
- 認知症地域支援推進員の配置と活動
- 認知症ケアパスの作成と充実・普及



### 3

## 認知症の人の介護者への支援

認知症となった人だけでなく、認知症を介護する介護者を支援するために、家族介護者教室や認知症カフェの実施を通じて、介護者を支援します。

- 家族介護者教室の実施
- 認知症カフェの充実支援

### 4

## 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、高齢者安心サポート事業や高齢者見守りネットワークを充実させます。

- 高齢者安心サポート事業
- チームオレンジ事業
- 高齢者見守りネットワーク（認知症含む）

## 6

# 福祉人材の確保・育成・定着

### 1

## 福祉人材の確保

生産年齢人口が減少する中でも安心して生活するためには、福祉人材を確保していくことが必要です。県との連携や市内事業所等と連携し、総合計画で推進する職住近接の考え方を踏まえながら、高齢者を支える福祉人材を確保していきます。

### 2

## 人材の育成・定着

福祉人材の確保だけでなく、提供される福祉サービスの質の確保、福祉現場の負担を軽減していくことが必要です。福祉人材の資質の向上や介護現場の革新を通じて、福祉人材の育成・定着を促進します。

- 福祉人材の資質の向上
- 介護現場の革新

## 7

# 災害対策・感染症対策

### 1

## 災害対策

安心・安全な生活を住み慣れた地域で実現するためには、災害時においても安心できる支援体制を整備していくことが必要です。避難行動要支援者名簿の整備等を通じて、災害対策を充実させます。

### 2

## 感染症対策

感染症の流行といった緊急時においても安心して生活していくためには、感染症の流行に備えた対策を図ることが必要です。県や市内の事業所等と連携しながら、感染症対策を充実させます。

# 12

## 介護給付等に要する費用の適正化

介護給付の適正化は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことや、適切なサービスの確保とその

結果として費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築することを目的としています。

- 要介護認定の適正化
- ケアプランの点検等
- 縦覧点検・医療情報との突合
- 給付実績の活用
- 要介護認定の申請から結果通知までの期間の短縮

# 13

## 介護保険サービス利用の見込み

高齢化の進展に伴って、ねたきりや認知症の高齢者は今後も増加することが見込まれています。また、介護が必要な期間の長期化、介護する家族の高齢化が進んでおり、家族だけによる介護では十分な対応が困難となってきています。このような不安や問題の解消を図るための手段として、介

護保険サービスの利用が考えられます。

介護保険は市町村が運営し、40歳以上の方が加入する保険制度です。要介護者は介護給付、要支援者は予防給付または介護予防・日常生活支援総合事業を受けることになります。



## 保険料収納必要額の推計

(円)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
総給付費	3,846,573,000	3,922,812,000	3,947,440,000	11,716,825,000
特定入所者介護 サービス費等給付額	103,853,493	106,195,517	106,975,729	317,024,739
高額介護サービス費等 給付額	85,027,754	86,956,313	87,595,176	259,579,243
高額医療合算介護 サービス費等給付額	8,571,626	8,753,849	8,818,163	26,143,638
算定対象審査 支払手数料	2,700,016	2,757,378	2,777,664	8,235,058
標準給付費見込額	4,046,725,889	4,127,475,057	4,153,606,732	12,327,807,678

(円)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
標準給付費見込額	4,046,725,889	4,127,475,057	4,153,606,732	12,327,807,678
地域支援事業費	317,368,943	319,442,122	321,611,087	958,422,152
第1号被保険者 負担割合	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%
第1号被保険者 負担分相当額	1,003,741,811	1,022,790,951	1,029,300,098	3,055,832,861

(円)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
第1号被保険者 負担分相当額	1,003,741,811	1,022,790,951	1,029,300,098	3,055,832,861
調整交付金相当額	212,926,496	216,963,954	218,270,538	648,160,987
▲調整交付金見込額	71,543,000	83,314,000	81,633,000	236,490,000
▲準備基金取崩額				183,000,000
▲保険者機能強化推進 交付金等の交付見込額				48,000,000
保険料収納必要額				3,236,503,848

# 保険料の算定



保険料収納必要額から保険料収納率と所得段階別加入割合補正後の第1号被保険者数と月数を除した保険料基準額を計算すると、今後3年間の保険料は月額5,000円となります。

所得段階	区 分		保険料率	年 額	
第1段階	市民税 非課税 世 帯	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額-分離譲渡所得に係る特別控除額」が80万円以下の人	基準額 ×0.455 (0.285)	27,300円 (17,100円)	
第2段階		前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額-分離譲渡所得に係る特別控除額」が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.685 (0.485)	41,100円 (29,100円)	
第3段階		前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額-分離譲渡所得に係る特別控除額」が120万円を超える人	基準額 ×0.69 (0.685)	41,400円 (41,100円)	
第4段階	本 人 市民税 非課税	前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額-分離譲渡所得に係る特別控除額」が80万円以下の人	基準額 ×0.9	54,000円	
第5段階		前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額-分離譲渡所得に係る特別控除額」が80万円を超える人	基準額 ×1.0	60,000円	
第6段階	市民税 課 税 世 帯	本 人 市民税 課 税	前年の「合計所得金額-分離譲渡所得に係る特別控除額」が120万円未満の人	基準額 ×1.2	72,000円
第7段階			前年の「合計所得金額-分離譲渡所得に係る特別控除額」が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.3	78,000円
第8段階			前年の「合計所得金額-分離譲渡所得に係る特別控除額」が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.5	90,000円
第9段階		前年の「合計所得金額-分離譲渡所得に係る特別控除額」が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.7	102,000円	
第10段階		前年の「合計所得金額-分離譲渡所得に係る特別控除額」が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.9	114,000円	
第11段階		前年の「合計所得金額-分離譲渡所得に係る特別控除額」が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.1	126,000円	
第12段階		前年の「合計所得金額-分離譲渡所得に係る特別控除額」が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.3	138,000円	
第13段階		前年の「合計所得金額-分離譲渡所得に係る特別控除額」が720万円以上の人	基準額 ×2.4	144,000円	

※第1段階から第3段階の保険料については公費による軽減措置を実施(下段( )内)

※その他の合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得(所得税法第35条第2項第1号に掲げる額)を引いた額です。

※分離譲渡所得に係る特別控除額とは、公共事業の用地買収等の場合に、土地や建物を売って得られる分離譲渡所得に係る税額を軽減する控除の額です。



発行・問い合わせ先 : 湖西市 健康福祉部 高齢者福祉課  
〒431-0492 静岡県湖西市吉美3268番地  
TEL:053-576-1104 / FAX:053-576-1220